

郵便による証明の取り寄せ方法について（郵送での請求は日数がかかります。余裕をもってご請求ください。）

送付用封筒に①②③④を入れて郵送してください。

① 請求書

昼間の連絡先電話番号は必ずご記入ください。

② 本人確認資料

運転免許証・個人番号カード・在留カード等、氏名と現住所の記載があるもののコピー。（パスポートは郵送請求の場合は本人確認書類になりません。各種医療証、保険証等は住所が記載されているものであれば可。）

③ 手数料

普通郵便の場合は定額小為替*、現金の場合は現金書留封筒でお願いします。
切手や収入印紙等でのお支払いはお受けできません。

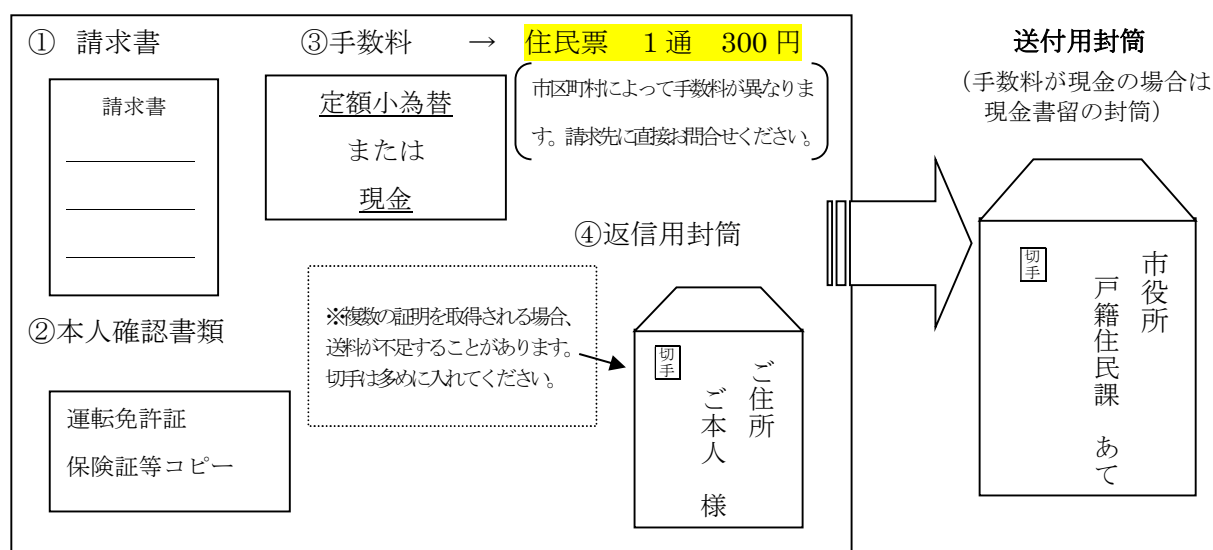
*定額小為替は郵便局（ゆうちょ銀行）で購入できます。

④ 返信用の封筒

返送先は申請する方の住民登録されている住所です。

返送先・氏名をご記入の上、郵便切手を貼ってください。

お急ぎの場合は速達料金を追加で貼り、赤のペンで「速達」と書いてください。



※ 原則として本人または同居の親族の方以外からの請求の場合、委任状が必要になり、代理人の本人確認書類が必要になります。

※ 独居世帯で亡くなられた方の除票を請求する場合、親族関係を確認できる戸籍謄本のコピーなどの提出が必要です。

注意事項

- 1 請求書に記載された内容について、ご記入いただいた電話番号に問い合わせをする場合があります。
- 2 「世帯全員の住民票」は世帯が同じ方全員を証明したものです。同じ住所でも世帯を別に行っている方は記載されません。
「世帯の一部の住民票」は世帯のうち、請求書の「必要な人の名前()」欄にご記入いただいた方のみ証明したものです。
- 3 過去の住所履歴や氏名の履歴が必要な場合は、2通以上の住民票を取得していただく場合がありますので、記載が必要な住所や氏名を必ず記入してください。
例:[〇〇県××市から現住所まで]、「氏が〇〇から△△に変わった証明」
- 4 委任状等による代理人や第三者からの請求の場合は、個人番号(マイナンバー)を記載した住民票は発行できません。

250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市役所 戸籍住民課 あて
(郵便請求担当)

TEL0465-33-1393



小田原市にご請求の場合、
切り取って封筒のあて名としてご利用いただけます。